

広島市消防団慶弔等取扱要領

平成 23 年 12 月 消防団室作成
平成 26 年 4 月 一部改正

1 消防団員の親族死亡時等の対応要領

(1) 事務処理要領

ア 署団担当事務処理要領

- ① 次に該当する場合は、速やかに消防団室担当者へ電話連絡するとともに、消防団室及び各署へ回章をFAXする。(土・日曜日及び祝日も同様の取扱いとする。)
 - なお、次に該当しない場合は、原則、報告等の必要はなし。(特段の事情がある場合を除く。)
 - ア 消防団員の死亡
 - イ 消防団長及び副団長の配偶者、子及び父母死亡(養父母及び養子含む)
- ② 回章を受領した署担当者は、消防団長へ報告するとともに、必要に応じ弔電(レタックス)を発信する。

イ 消防団室事務処理要領

回章を受領後、消防団室(次長(消防団担当)含む)にて供覧するとともに、次により弔電(レタックス)を発信する。

なお、市長及び局長が差出人となる場合は、総務課にも情報提供すること。

また、土・日曜日及び祝日の場合は、該当署団担当者に対し、各署団担当者へ連絡するよう指示する。

(2) 弔電(レタックス)発信要領

「レタックス発信依頼書」を作成し、次の要領にて発信する。

- ① 作成した「レタックス発信依頼書」を広島中央郵便局へFAXする。
送信先FAX番号 245-5367
- ② 送信後、広島中央郵便局に「レタックス発信依頼書」の着信を電話にて確認する。
なお、着信確認の連絡は、送信後、約10分後にすること。
着信確認先電話番号 245-5366
- ③ 着信確認後、FAXした「レタックス発信依頼書」を消防団室にて保管するとともに、1部コピーし施設課へ提出する。

※ レタックス発信に係る支払について、後日、郵便局から施設課に請求書が送付されるので、施設課からの請求により該当する所属・団体等に請求し処理すること。

ア 差出人等

内 容	差出人等		発信数
	差出人	経費負担	
消防団員の死亡	広島市長	公費	5
	広島市消防局長	公費	
	広島市連合消防団長	消防団員共済会	
	広島市消防団長一同	消防団員共済会	
	広島市消防団員一同	消防団員共済会	
消防団長及び副団長の配偶者、子、父母死亡 (養父母及び養子を含む)	広島市消防局長	公費	2
	広島市連合消防団長	消防団員共済会	

イ 発信先

内 容	発信先
消防団員の死亡	喪 主
消防団員以外の死亡	消防団員

- (3) 葬儀等の参列及び供花について
原則、次により取り扱うこととする。

内 容	参列者		供花
	通夜	葬儀	
消防団員の死亡	所属団の団長 又は副団長	所属団の団長 又は副団長	「広島市消防団員共済会一同」にて供花を行う。
消防団長及び副団長の配偶者、子、父母死亡 (養父母及び養子を含む)	任意		
上記以外	任意		

- 2 叙勲及び褒章受章時に係る対応要領
消防団室にて決定通知を受領後、次により祝電を発信する。
なお、祝電発信要領は、上記1(2) 弔電発信要領を参照のこと。

内 容	差出人等		発信数
	差出人	経費負担	
叙勲及び褒章	広島市消防局長	公費	2
	広島市連合消防団長	消防団員共済会	

※ 発信先は、叙勲及び褒章受章者とする。但し、死亡叙勲受章の場合の発信先は、受章者の親族とし、事前に関係者等へ確認すること。

- 3 各種援助金等の取扱いについて
原則、任意とする。
但し、内容に応じ、広島市消防団として統一的に対応する必要があると判断される場合は、消防団室にて各消防団と調整を図り、次の表に掲げる実績等を基準として取扱いを決定するものとする。

(各種援助金等実績一覧表)

内 容			集金額
種 別	依頼機関	依頼額	
平成 26 年全国消防操法大会出場分団に係る援助金	広島県消防協会	50 円/人	50 円/人
平成 23 年全国女性消防操法大会出場分団に係る援助金	広島県消防協会	50 円/人	50 円/人
東日本大震災に伴う義援金 (平成 23 年)	広島県消防協会	500 円/人	500 円/人
東日本大震災に伴う殉職団員特別見舞金 (平成 23 年)	広島県消防協会	任意	100 円/人
平成 23 年県ポンプ操法競技大会出場分団に係る援助金	広島市消防団長 連 合 会	10,000 円/団	10,000 円/団